

財産目録の作成方法

印刷範囲を広げる方法や、行を増やす方法、使用しない欄を折りたたんで非表示にする方法など、エクセルの操作方法については、別文書のエクセル操作説明書で詳しく解説していますので、そちらをごらんください。

1 シート数とページ構成

(1) 夫と妻の目録が別シートになっています。タブ切り替えでもう 1 つの目録が出てきますので、名義人別に 1 つずつ作成してください。

財産目録 2 の（申立人／原告）の財産の合計が、財産目録 1 の（相手方／被告）の総合計に自動的に入るよう設定されています。

(2) この目録は、左右に長く、左側のページで財産を客観的に特定し、争点についての具体的な主張は右側のページに記載していただく書式となっています。特に争点となるような事実がなければ、とりあえず左側の特定に関する目録だけ作成、提出していただくことかまいません。右側のページは、特定の財産について争いが発生した場合に、ご自分の主張を記載してください。エクセル操作説明書にあるとおり、右側のページは、初期設定では印刷されないようになっています。右側のページを印刷する場合は、エクセル操作説明に従って、印刷範囲を拡張してください。

(3) 人事訴訟用の書式では財産の評価額欄が（原告）（被告）の 2 列になっていますので、ご自分側の欄のみ記入してください。

調停・審判用の書式では、評価額欄は 1 列のみになっていますが、もう 1 列が非表示で書式内に折りたたまれて入っています。評価について争いが生じた場合には、エクセル操作説明書にある「非表示←→再表示」機能を使ってもう一列の評価額欄を再表示させ、双方の主張する評価額を並べて表示してください。

(4) 基準日の記載

目録の右上に別居日（基準日）を入れる欄がありますので、目録作成時は、最初にこの別居日を記入してください。

なお、夫婦関係が壊れた時が基準日ですので、離婚調停を申し立てた時点ではまだ同居中で、その後に別居した、という場合は、基準日は離婚調停の申立日となります。その場合は、右上の別居日の欄に「調停申立 H29.1.4, 別居 H29.2.10」のように両方の日を記入の上、財産目録作成の基準日は調停申立日としてください。

2 財産の記入方法

(1) 不動産(A, a)

ア 必要な証拠

登記簿と、現時点での評価額の裏付け証拠（固定資産評価証明書又は査定書等）を証拠として提出し、その証拠番号を「書証」欄に記入してください。

不動産は、基準日（別居日または離婚調停申立日のうち、早いほう）に存在し

たものが財産分与の対象となりますが、分与の際、現物分与（不動産自体の名義を移転する）の可能性があることから、現時点の時価で評価します。別居時の時価ではありませんので、ご注意ください。

イ 所在、地番等の特定事項

登記簿の記載どおりに、記載例のように入力してください。マンション（敷地権方式のもの）は、記載例の a 3 のように、「建物の名称」を記載していただければ、【1棟の建物の表示】について、各階の床面積の記載は省略することが可能です。

なお、1つの枠(セル)の内部で改行をしたいときは、「Alt」を押しながら「Enter」キーを押していただくと、見えない改行マークが入り、改行されます。空白（スペース）を入れる方法で改行すると、枠の幅を変えた時に表が崩れますので、必ず「Alt」＋「Enter」で改行するようにしてください。

ウ 持分

1筆の不動産の全部所有の場合は、持分欄に「1」と記入してください。共有の場合は、共有持分を分数で記入してください。分母が2ケタや3ケタの場合は、右クリックして「セルの書式設定」→「表示形式」→「種類」→「2桁増加」又は「3桁増加」を選べば、2桁や3桁の分母を入力できるようになります。

エ 評価額

数字のみ記入してください。持分の場合は、査定額に持分をかけた額を記入してください。

なお、登記原因が相続や贈与による取得の場合のように、1筆の全体が特有財産で、そもそも財産分与の対象外である、という主張をされる場合は、評価額を0円として入力してください（記載例の a 3 参照）。

これに対し、購入時の頭金等、代金の一部分を親などが出してくれた、という場合は、現在の評価額に占める特有財産を割合的に引き算する必要がありますので、Z の特有財産欄に別途記載して減額する方法とし、不動産の評価額は査定額をそのまま記載してください（記載例の A 1, A 2, a 1, a 2 と Z 1 参照）。

オ 備考欄

賃貸物件については、記載例 a 3 のように賃料額等を記載してください。

1筆全体についての特有主張がある場合は、記載例 a 3 のように「特有主張あり」と記載して、右側ページの争点欄に特有財産である具体的事情と、その裏付け証拠の証拠番号を記載してください。

一部について親族が代金を拠出したといった場合は、Z の特有財産欄に主張を記載した上、備考欄に「一部につき特有主張あり、Z 1」と記載し、関連性がわかるようにしてください。

(2) 預貯金(B, b)

ア 必要な証拠

基準日の残高が記載された預金通帳又は取引履歴を証拠として提出し、その証拠番号を「書証」欄に記入してください。通帳の場合は、表紙の裏の銀行名、支店名、口座番号、名義人が記載されたページも必ず証拠として提出してください。

なお、マスキングされることがありますが、基準日の直後の欄をマスキングすると、基準日における預金変動の有無がわからなくなりますので、必ず基準日の次の日付の行の記載が見える状態で証拠を作成してください。

イ 銀行名, 支店名, 種類, 口座番号

アの証拠の記載どおりに記載してください。ゆうちょ銀行は、支店名のない記号番号だけで結構ですが、それ以外の銀行については支店名まで証拠どおりに正確に記載してください。

ウ 基準日残高

1(4)の基準日（別居日または離婚調停申立日のうち、早いほう）の残高を、そのまま記載してください。

なお、預金のうち一部は婚姻前に預け入れたものであるとか、親からももらった金銭が混入している、といった場合でも、この残高欄は基準日の残高をそのまま記載し、Zの特有財産の欄に、「B 1の婚姻前残高」といった形式で別途記載して控除するなどの方法により処理してください（記載例 Z 2, Y 3, g 1 参照）。

預金残高を直接減額して記載しますと、特有財産についての争点が不明になり、客観的証拠と乖離が生じて混乱しますので、この方法はとらないでください。

預金を無断で引き出されたという場合は、次のエの方法で処理してください。

エ 備考

預金から別居後に無断で金員を引き出された場合は、引き出された金員を引き出し取得した者の G または g の「その他の財産」として計上した上（記載例 g 1 参照）、引き出された側については、Y または y の「債務」として計上し（記載例 Y 3 参照）、元の引き出された預金の備考欄に、上記関連項目の番号を記載してください（記載例 B 1 参照）。このように独立した項目で引き出し預金を扱うことによって、引き出し預金を計上するかどうか争点であることが明らかになります。

(3) 株式(C, c)

ア 必要な証拠

基準日における株数のわかる、証券会社発行の「お預かり資産の明細書」等を証拠として提出し、その証拠番号を「書証」欄に記入してください。

イ 内容・取扱証券会社

アの証拠どおり株式の銘柄等を記載してください。合併等により会社名（銘柄）が変更になっている場合がありますので、ご注意ください。

ウ 基準日株数

アの証拠に基づき、基準日（別居日または離婚調停申立日のうち、早いほう）の株数を記入してください。合併や株式併合等により、基準日以降に株数が100倍や100分の1等に変化している場合がありますので、ご注意ください。

エ 現在単価・単価基準日

株式も、不動産と同様に現物分割の可能性がありますので、目録作成時点の現在の株価を使用します。目録を作成する際、前日の終値を調べて、それを記入し、いつの終値かを単価基準日欄に記入してください。

オ 株数×現在単価

自動的にかけ算の結果が入力されるよう設定されています。

(4) その他の有価証券(D, d)

ア 必要な証拠

投資信託等，株式以外の金融商品はここに記載します。基準日における口数のわかる，証券会社発行の「お預かり資産の明細書」等を証拠として提出し，その証拠番号を「書証」欄に記入してください。

イ 内容・取扱証券会社

アの証拠どおり投資信託の銘柄を記載してください。

ウ 基準日口数

アの証拠に基づき，基準日（別居日または離婚調停申立日のうち，早いほう）の口数を記入してください。

エ 現在単価・単価基準日

有価証券も，不動産と同様に現物分割の可能性がありますので，目録作成時点の現在の単価（基準価格）を使用します。証券会社で直近の基準価格を調査し，その基準価格を記入して，いつの価格かを単価基準日欄に記入してください。

なお，基準価格は，1万口当たり 4590 円，といった決め方をされているのが一般的ですので，入力の際，上記事例であれば「=4590/10000」とう計算式で入力しますと，1口当たりの金額が入力できます。

オ 口数×現在単価

自動的にかけ算の結果が入力されるよう設定されています。

(5) 保険契約(E, e)

ア 必要な証拠

保険証券の写しと，基準日（別居日又は調停申立日のうち早いほう）時点の解約返戻金の証明書（保険会社に請求すれば取得できます。解約返戻金の計算時点を「基準日」とするよう指示するのを忘れないでください。）を証拠として提出し，その証拠番号を「書証」欄に記入してください。

イ 保険会社・種類・保険証書記号番号等・被保険者

アの証拠に基づいて，保険会社と保険契約の名称，保険証書の記号番号，被保険者を記載してください。

ウ 評価基準日・基準日の解約返戻金額

アのとおり，解約返戻金の額は，基準日（別居日または離婚調停申立日のうち，早いほう）のものを記入すべきですが，何らかの理由で基準日とずれた時点の解約返戻金についての証拠しか手元にないという場合があります。

そこで，アで記入した証拠に記載されている解約返戻金がいつの時点のものかを「評価基準日」欄に記載し，解約返戻金額を「解約返戻金額」欄に記載してください。

なお、記入した額が本来の基準日と異なる日のものである場合には、本来の基準日現在の解約返戻金の額をあらためて調査し、証拠を再提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

(6) 自動車(F, f)

ア 必要な証拠

車検証写しと、現時点での査定額を示す査定書（個別査定書が望ましいですが、もし、レッドブック等を用いる場合は、レッドブックの表紙をつけて証拠化し、当該自動車の部分にアンダーラインをして、どの評価額を使うのかわかるようにしてください。）を証拠として提出し、その証拠番号を「書証」欄に記入してください。自動車も、不動産や株式と同様、現物分与の可能性がありますので、原則として現在の時価を用います。

イ メーカー・車種

トヨタ、ニッサン等のメーカーと、車種（クラウン、スカイライン等）を記載してください。

ウ 登録番号

車検証記載の登録番号（ナンバープレート番号）を記載してください。

エ 使用者

実際にその自動車を管理・支配し、使用している人は誰かを記載してください。分与方法を検討する際に重要となります。

オ 査定基準日・査定額

アの査定書に基づき、査定額と、その査定額を決めた日を記載してください。

(7) その他の財産(G, g)

ア ここに記載する財産のうち、代表的なものの例

(ア) 退職金

30～40代であっても、会社に退職金規程がある場合には、給与の後払いとしての退職金が潜在的に発生しています。ただし、定年退職金ではなく、原則として基準日に自己都合退職していたとした場合の退職金を調査し、それを勤続期間（月数）と婚姻後の同居期間（月数）で按分したものが財産分与の対象財産となります。

(イ) 金地金

金庫等で保管しているインゴット等はこちらに記載します。

(ウ) 貸金, 損害賠償請求権

(エ) 他方当事者の預貯金等を無断で引き出し取得した金員

前記(2)のエと、記載例のg1をご参照ください。

イ 必要な証拠

退職金の場合は、就業規則や退職金計算書、金地金等の場合は写真、貸金等の場合は金銭消費貸借契約証書、無断引き出し金の場合は預金通帳（引き出し部分にマ

一カー等でアンダーラインをしてください。) となります。必要な証拠を提出し、その証拠番号を「書証」欄に記入してください。

ウ 評価額, 評価基準日

アの証拠に基づき記入してください。

3 債務(F, f)の記入方法

夫婦の財産形成や、共同生活のために借り入れた債務が、財産分与において考慮される債務です。事業上の債務や、遺産分割の代償金債務等は対象となりませんので、ご注意ください。この「債務」欄に記載した数値は、財産総合計から控除されます。

(1) 必要な証拠

基準日（別居日または離婚調停申立日のうち、早いほう）の債務残高のわかる償還表や残高証明書を証拠として提出し、その証拠番号を「書証」欄に記入してください。

(2) 種類・借入先

住宅ローンや自動車ローンは、財産目録に記載した財産のうち、どの財産についてのものかを番号で明示してください（記載例 Y 1, Y 2 参照）。

(3) 残高基準日, 基準日残高

(1)の証拠に記載された基準日の残高と、その日付を記入してください。

何らかの理由で基準日とずれた時点の債務残高についての証拠しか手元にないという場合は、その証拠記載の残高と残高の時点を記入した上で、本来の基準日の債務残高を示す証拠を取り寄せ、後日、証拠として提出してください。

4 特有財産(Z, z)の記入方法

特有財産の欄に記入すると、債務と同様に、財産総額から控除されます。特有財産は、裏付証拠の有無で結論が左右されますので、特有の主張をされる場合は、早い段階で十分な客観的証拠を提出するようお願いします。

(1) 不動産購入時に親などが資金を拠出した場合

ア 遺産相続や贈与を原因として取得した不動産である、という場合は（通常、登記簿の記載から容易に判明します）、1筆全体が特有財産となり、財産分与の対象から外れます。前記2(1)エで説明したとおり、評価額を0円として、不動産の左側ページの備考欄に「特有主張あり」と記載した上、右側ページの「主張」欄のほうに特有性の根拠と裏付け証拠を記入してください。記載例の a 3 をご参照ください。

イ 不動産の取得に当たり、頭金など一部を親が出した、といったケースでは、取得代金総額に占める親の拠出分が割合的に特有財産となり、不動産の現在の評価額にその割合をかけたものが特有財産の評価額となります。前記2(1)エで説明したとおり、Z の特有財産欄に、どの不動産について、代金総額いくらのうちいくらを出してもらったのかを記載して、評価額欄には不動産の査定額に親の拠出割合をかけた金額を記載してください（記載例の A 1, A 2, a 1, a 2 と Z 1 参照）。

なお、特有財産については、親などが資金拠出したことの裏付証拠の提出が重要

です。売買総額と、親による資金拠出の双方について裏付証拠を提出するようにしてください。

(2) 預金の婚姻時残高

婚姻前に取得した預金が、預金の現在残高に含まれている場合、婚姻時の通帳や取引履歴の提出により容易に特有性を立証できます。対象預金の婚姻時の残高欄を証拠提出した上、記載例の Z 2 のように記入してください。

(3) 贈与や相続により取得した金銭で財産を取得した場合

不動産の場合と同様に、当該財産全体を贈与又は相続による原資で取得したとの主張の場合は (1)ア参照)、当該財産について、備考欄に「特有主張あり」と記載した上で、右側の「主張」欄に詳しい内容を記載してください。

取得資金の一部が贈与や相続によるものであるとの主張の場合は、(1)イと同様に、Z の特有財産として記載して、当該財産の取得金額に占める贈与分等の割合で処理します。

5 他方当事者によって、自分の預金を無断で引き出された場合の記載方法のまとめ

夫婦の一方が、別居の前後に他方の預金等を無断で引き出して取得したので考慮すべきだ、という主張をする場合は、以下のとおり目録を作成するようお願いします。

(1) 基準日(別居日)よりも前に引き出された場合

ア 引き出された側

基準日よりも前に引き出しをされた場合、引き出された側の預金は、基準日においては既に引き出し後の少ない額になっています。ですから、この部分の金額は、原則どおり基準日の残高を記載すれば足ります。

イ 引き出した側

引き出した側が、引き出したお金を自分名義の預金として入金し、それが基準日現在の財産として目録上に計上されていれば、そのまま基準日の残高や株数を記載すれば足ります。

引き出した側が、引き出したお金をどこに移したのかわからない場合や、預金に入金した額が一部にとどまる場合等は、行方不明の資金については、引き出した側の G または g の「その他の財産」として計上してください (記載例 g 1 参照)。

(2) 基準日(別居日)よりも後に引き出された場合

ア 引き出された側

目録には、基準日の預金が計上されていますので、引き出された分を控除する必要があります。

直接、預金残高を減額してしまうと、引き出しが原因かどうかわからなくなりますので、争点であることがはっきりするように、引き出された側については Y または y の「債務」として計上し (記載例 Y 3 参照)、引き出された額部分が減額されるようにしてください。

イ 引き出した側

引き出した金員について、G または g の「その他の財産」として計上してください（記載例 g 1 参照）。